

市長等交際費支出基準

R 7. 4. 1 改正

第1 趣旨

この基準は、市長（代理による出席者を含む）及び副市長が市政の推進に必要な交際のために支出する市長交際費について、その種別、支出範囲その他必要な事項について定めるものとする。

第2 種別及び支出範囲

交際費の種別及び支出範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、副市長における交際費の支出範囲は、「2 会費」のみとする。

1 祝儀

各種式典等に出席する場合に支出できる。

2 会費

研修会、会合、懇親会等に出席する場合に支出できる。

3 寸志

自治会や地域団体が主催する夏祭りや収穫祭等の行事に来賓として出席する場合で、会費が示されない飲食等実費相当額と祝儀を兼ねた支出として支出できる。

4 見舞

市政関係者の7日以上入院若しくは1か月以上の自宅療養又は罹災に対する見舞金として支出することができ、その支出範囲及び支出金額は、別表のとおりとする。ただし、取手市災害見舞金等に関する条例（昭和52年取手市条例第13号）の対象に該当する場合は支出しない。

5 弔慰

市政関係者及びその親族に対する香典、供物（生花等）代として支出することができ、その支出範囲及び支出金額は、別表のとおりとする。

6 壮途

市内在住者が海外で国際協力活動をする際や、市関係者が権威あるスポーツ大会等に出場する際に支出できる。

7 賛助

公益的又は公共的なものと認められ、かつ、内容に賛同できる平和運動・ボランティア活動等に対して支出できる。

8 その他

市政運営上市長が特に必要と認めた事項に対して支出できる。

第3 基準及び支出内容の公開

この基準は公開し、またこの基準に基づく交際費の支出内容についても公表する。公表の方法は、支出一覧表を取手市のホームページに掲載するものとする。この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

1 支出の基準

(1) 祝儀

- ① 各種式典等…………… 5, 000円以内
 ※年間を通じて重ねて行われる催事にあつては、年2回までを支出限度とする。
 ※市の補助を受けている各種団体等にあつては、原則として支出しない。
 ※市長が特に必要と認めるものについては、その性質に応じ、必要と認める額を支出できる。

(2) 会費

- ① 会費が設定されている場合は、その額とする。
- ② 会費の設定がない各種総会及び会議等の懇親会、地域新年会・忘年会等…………… 10, 000円以内
 ※会費が不明な場合は、内容・会場等を考慮の上、飲食等実費相当額を支出する。

(3) 寸志

- ① 地域行事等…………… 3, 000円

(4) 見舞

役職名	区分	条件	金額
・取手市名誉市民 ・非常勤特別職 ・有償ボランティアのうち次に挙げる者 (取手市交通安全推進指導隊・男女共同参画苦情処理員・市政協力員・妊婦父親教室医師・青少年相談員・<藤代地区>公民館長)※ ・衆議院議員(取手市を含む選挙区で選出された者、または市内在住) ・参議院議員(茨城県選挙区で選出された者又は市と関係する比例代表選出の者) ・県知事 ・県議会議員(取手市選出) ・県内14市町村(別紙)の首長及び議長	傷病	本人が原則として7日間以上の入院又は1か月以上の自宅療養を要する場合	10,000円
	罹災	自宅全焼	10,000円
		自宅半焼または部分焼	5,000円
その他(市政に貢献のあった者で特に市長が認めた者)			上記範囲内で都度決定

※有償ボランティアは、令和元年度の制度改正により非常勤特別職から有償ボランティアに移行した職種に限る。

(5) 弔慰

役職名	対象者	金額	供物(生花等)
・取手市名誉市民	本人	10,000 円	○
	配偶者・両親・子	5,000 円	—
・非常勤特別職(市議会議員・農業委員会委員・教育委員会委員・監査委員)	本人	10,000 円	○
	配偶者・両親・子	5,000 円	—
・上記以外の非常勤特別職 ・有償ボランティアのうち次に挙げる者(取手市交通安全推進指導隊・男女共同参画苦情処理員・市政協力員・妊婦父親教室医師・青少年相談員・<藤代地区>公民館長※)	本人	10,000 円	○
衆議院議員(取手市を含む選挙区で選出された者又は市内在住の者)	本人	10,000 円	○
	配偶者・両親・子	5,000 円	—
参議院議員(茨城県選挙区で選出された者又は市と関係する比例代表選出の者)	本人	10,000 円	○
	配偶者・両親・子	5,000 円	—
県知事	本人	10,000 円	○
	配偶者・両親・子	5,000 円	—
県議会議員(取手市選出の者)	本人	10,000 円	○
	配偶者・両親・子	5,000 円	—
県内 14 市町村(別紙)の首長及び議長	本人	10,000 円	○
	配偶者・両親・子	5,000 円	—
上記 14 市町村以外の県内市町村 又は市と関係する市町村の首長及び議長	本人	10,000 円	—
	配偶者・両親・子	5,000 円	—
自治会長	本人	5,000 円	—
その他(市政に貢献のあった者で特に市長が認めた者)		上記範囲内で都度決定	△

凡例：○＝支出可 △＝都度決定 —＝支出不可

※有償ボランティアは、令和元年度の制度改正により非常勤特別職から有償ボランティアに移行した職種に限る。

(6) 壮途

- ① 市内在住者で、国際協力活動等へ参加する者…………… 10,000 円以内
 - ② 市の関係者で、権威あるスポーツ大会等に出場する者…… 10,000 円以内
- ※取手市スポーツ大会出場奨励金交付要綱の交付対象者を除く。

(7) 賛助

公益的又は公共的なものと認められ、かつ、内容に賛同できる平和運動・ボランティア活動等…5,000円以内

※営利活動・政治的活動・宗教的活動・売名行為等を伴わないものに限る。

※市の補助を受けている団体等に対しては、原則として支出しない。

※市長が特に必要と認めるものについては、その性質に応じ、必要と認める額を支出できる。

(8) その他

市政運営上市長が特に必要と認めた事項について、公共性、公益性等を考慮して必要に応じた額を支出する。

取手市の主な所属団体の構成自治体（14市町村）

土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，牛久市，つくば市，守谷市，稲敷市
かすみがうら市，つくばみらい市，常総市，美浦村，阿見町，河内町，利根町

県南地方総合振興協議会

土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，牛久市，つくば市，守谷市，稲敷市，かすみがうら市，
つくばみらい市，美浦村，阿見町，河内町，利根町

常総広域市町村圏事務組合

常総市，守谷市，つくばみらい市

取手地方広域下水道組合

つくばみらい市

取手市外2市火葬場組合

守谷市，つくばみらい市

茨城県南水道企業団

龍ヶ崎市，牛久市，利根町

龍ヶ崎地方衛生組合

龍ヶ崎市，牛久市，稲敷市，美浦村，阿見町，河内町，利根町

利根川水系県南水防組合

龍ヶ崎市，牛久市，つくば市，つくばみらい市